

「時代と響き合う震災復興」～関東大震災の復興<帝都復興と県下の復興>～

報告者 首都大学東京特任教授・都市プランナー 吉川 仁

（中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会（小委員会主査：室崎益輝氏）：「1923関東大震災第3編報告書」）平成21年3月 内閣府HP参照）をもとに作成

◆ 問題提起

以下の文章は○？それとも×？

1. 後藤新平が当初構想した帝都復興は、都市計画に無理解な銀座の大地主の立場や政敵からの反対によって大幅に縮減され、一部しか実現しなかった。
2. 後藤新平が東京市長時代策定した「八億円計画」が帝都復興の下敷きになったが、重点事業の一つに、市街地の改善と区画整理が掲げられていた。
3. 帝都復興では、それまでの耕地整理の経験をもとに当初から被災地全域に土地区画整理事業を実施する計画がつけられた。
4. 帝都復興事業が縮減された結果、被災地外での無秩序な市街化が進み、今日の木造密集市街地となっている。
5. 東京・横浜以外の被災地では、生活の再建や道路の整備は行われず、従来のまま復旧した。

1 県下の復興

（1） 神奈川県下の復興

① 行政の動き

9月13日、三浦郡の町村長会議を皮切りに復興促進運動が各地で動き出した。

10月9日に県町村長会は藤沢町で幹事会（税の減免、徴収不能分の国庫負担、公共施設復旧への国庫支出、住宅や商工業のための低利資金融通、労賃標準の一般周知、農産物や肥料の運輸などの提起。地方自治拡充や行政の整理断行など各郡の町村会の諸要求も決議に取り込む）。罹災町村では財源不足が甚だしく、後年分の徴収も見込めなかった。

10月16日の町村会でも、県に対し費用支出が多くなるので整理緊縮や事業の緊急性評価を行い、負担能力等を考慮した復興を進めるよう訴えている。

10月中旬 県全体の「神奈川県復興促進会」ができた（1. 当分の小学校費の国費支弁、2. 道路河川等の復旧国費支弁、3. 諸税や負担の減免、4. 施設や学校の再築費国費補助、5. 家屋の復興や農工商の低利資金融通を国に訴えた。

10月16日に、県教育会は公私立学校復旧のための国庫補助又は低利資金交付を要望し、教育者の地位安定や教員住宅建設、復興への教育者の参加等を緊急決議した。

11月26日には県町村会の幹事達は県会議長や知事に面会、27日には上京し、内務省・大蔵省・首相官邸を訪問して陳情し、各政党を訪問した。政友会と憲政会が応援してくれるならば決議が実現できそうだという報告を残している。内務省は大蔵省に融通資金3,800万円の支出を働きかけ、年度内償還の条件で1,500万円の融資が決定した。

② 神奈川県内の道路の整備

震災前1919（大正8年）の道路法や道路構造令にもとづき、県では、第一号京浜新国道等の改修を意図していた。震災を機にこの整備を進めるものとし、1924（大正13）年から5か年で、国庫補助550万円、県費単独154万円で計画した。国庫補助を受けた道路は、国道1号線（保土ヶ谷町～小田原町：幅員9～12間）、国道31号線（横須賀市：9～15間）、県道横須賀三崎線（9～10間）その他県道24路線（4～10間に拡幅）であり、これが実現できれば道路構造令の最低限（国道6間・府県道3間）に比して2倍という非常な英断になる、と震災誌に残している。

神奈川県庁技師高田景（あきら）は、この計画にはなかなか苦労したと県震災誌に記している。曰く、臨時震災救護局の一員で昼夜兼行で勤務しているときに、人家連担した箇所を拡張するのは当を得たことではないかと頭に響いた。本省から出張中の牧博士に話したところ大賛成であったので、本省二三の方々の意見も聞いて、冒険ではあるが9月13日に県下全般にわたって国道9間以上、府県道は4間以上にすると通達して、幅杭を一挙に入れてしまった。沿道町村も当時はなかなかの意気込みで、工費など後で如何ようにも方法がつくというような鼻息であった。潰屋の移転整理など文句なく行われて杭の中に引っ込んでしまった宅地もあったが、11、12月ごろになると、ぼつぼつ金はどうしてくれるかという話になって、知事に協議した。政府が金を出してくれなければどうしようもないと覚悟し、長岡土木局長や原田技監等に援護を乞い同情をいただいて、実に550万余円の補助を政府に同意してもらった、という。

なお、横浜市の復興にあたった牧彦七は自分が言い出したと記しており、発案者はいずれにせよ、震災前の試みがあって実現したものである。

(3) 復興促進会

官民の有力者が尽力する「復興促進会」が、交通が回復した震災2週間後から10月初旬にかけて各地に設立された。

表2-1 10月20日の県から国への報告

設立日時	組織名	設置の目的、業務等
9月14日	鎌倉町復興調査委員会	鎌倉の復旧復興に関する調査と町の諮問機関の役割
9月15日	横浜復興会	横浜市の復興に関し必要な施設事項を調査研究し実行を期す
9月19日	横浜貿易振興会	三組合の実業家共同で復興会を組織し、清水港に支部を置き、生糸貿易の復興を図る
9月20日	真鶴村復興会	漁業権5箇年50万円を賃貸し、25万円土地整理費、公共建築10万円、水道敷設10万円、共同住宅費5万円に充当する
9月25日	三崎復興会	三崎港改築、産業復活、経済復興を図り狭隘なる道路を改善する（10/3決議）
9月27日	茅ヶ崎震災善後会	道路計画の確定、食料建築材料の供給、復興財源、農業倉庫住宅組合の設置と低利資金融通、教護事務所設置、教育機関完備、衛生施設、勸業奨励
9月下旬	秦野町復興会	震災復興の施設計画をなす
10月1日	横須賀復興会	総務部と計画部を設ける。後者は市財政と事業、都市計画と港湾埋立、運輸交通通信、商工業、金融等の調査実行をなす
10月1日	箱根復興会	箱根山国道の改築
10月6日	藤沢町善後会	震災の復興をはかり町の恢復を図る

出典：神奈川県史資料編をもとに作成、以下同様。

続く11月の報告では、従来の復興会の活動とともに、分野別・地区単位別の組織の発足が進んでいると報じる。

表2-2 11月7日付け報告

箱根復興会	国道改修費用5万円の低利資金融通のため10月19日に村長以下が上京した。
湯本村土地復興資金借	足柄下郡の町村では復興資金がないので具体的方針が立たず低利資金借入

入運動	に苦心している。
横浜市元町復興会	9月初旬発足 自町の復興を図る
保土ヶ谷町復興会	10月25日発足 自町の復興を図る、とりあえず共同市場2カ所設置を計画し、資金を農工銀行から借りよう交渉中

12月28日の県から内務省への報告では、11月末日の県下の復興団体は、市部14郡部27に達し、市部の組織は「概ね罹災市街地家屋建築・商工業の復活を主眼に、上水、下水、電灯の復旧、前住民の復帰勧誘、労働周旋等に向かって」市当局と連携している、郡部では、罹災建築物の復旧を目的に、「町村理事者と一致して復興対策の進言や、道路の復旧、教育施設復活、衛生設備復旧、窮民救済、電灯、水道水利の復活、各種産業の復活、建築材料の廉売等に努力しており、町村当局者・名誉職・有力者が事務にあたっている」と記し、活動状況を伝えている。

表2-3 12月28日の報告

市部	伊勢佐木町復興会	住宅建設、上下水道、電燈、商工業復活を目的に毎日1回会合
	福富町復興会	同上
	梅ヶ枝町復興会	前居住者呼び戻し、住宅建設を目的に隔日に1回会合
	関外二業芸妓組合復興会	地方に避難した組合員の復帰勧誘、営業の復活、借地交渉等活動中
	(神奈川町)実業会	商業復活
	横浜復興会	市の各種復興
	蚕糸貿易振興会	横浜港蚕糸貿易の振興
	横浜市絹業振興会	横浜港絹業事業の振興
	元町再興団	元町における商工業の再興
	山下町復興会	山下町の復興
	常盤町復興団	町内の振興、バラック居住者の便宜を図る
	千代崎青年振興会	町内諸設備の復旧
	(中村町)女子復興会	35名の会員で編み物を主として女子内職の復興
	(浦賀町)復興後援同志会	町理事者に復旧対策を建議
郡部	葉山復興協議会	村役場と小学校の復旧
	三崎復興会	港湾浚渫、三崎町築港の期成
	戸塚町復興会	役場、小学校、隔離病舎、道路の復旧
	鎌倉町復興調査委員会	教育、財政、財政、経済補償に向けて復旧のため政府より低利資金借入、地積整理
	横須賀復興会	総務・計画を設ける。計画部では市財政と事業、都市計画と港湾埋立、運輸交通通信、商工業、金融等の調査実行をなす
	藤沢町前後会	道路の改善、建築材料生活必需品の安価購入
	茅ヶ崎震災善後会	道路、教育、衛生、窮民、生產品販売、建築材料の購入、資金の調達等
	(茅ヶ崎町)復興同盟会	生活品(主として甘藷)の売りさばぎに活動
	綾瀬臨時復興部	道路、教育、衛生、窮民、生產品販売、建築材料の購入、資金の調達等
	有馬復興委員会	同上
	大磯町復興委員	7名の委員で災害地の建設に活動
	秦野町臨時救済委員会	道路、建築、電話、電燈、水道の復旧
	小田原町復興会	各種事業の復興に活動
	真鶴村復興会	漁業権を担保に勸業銀行から借り入れて村落の復興に活動
	湯本復興会	震災により破壊された各種設備の復興
	温泉村復興会	同上
	宮城野復興会	同上
仙石原復興会	同上	

2 県下各地の復興活動

特に活動が活発であった、横浜市、横須賀市、鎌倉町などの状況をみてみよう。

(1) 横浜市復興会(都市計画部会以外の活動)

9月5日、蚕糸貿易商、業者大会を開催、貿易復興の決議を行った。

10日「生糸貿易復興会」発足、政府との交渉、バラック市場の建設等の活動を始めた。焼け残った倉庫を借り、別に仮事務所を建設、17日には生糸売買市場を再開。

19日午後、市長は有力者およそ200名を招いて、原富太郎を会長とする「横浜復興会」設立を決める

30日 創立総会、総務部と計画部を置き、後者には港湾、都市計画など9委員部を定めた。

10月20日の県から内務省へは、食料の確保、建築材料確保のために農商務省や木工会社と交渉、自由港の検討、道路や電車の新設、電力料の低減、工業地帯の架橋と船舢の航行考究など様々な分野の活動を報告。また、神戸に避難中の外国人に打電して帰浜を促す、と報告。

10月17日常務委員会：1. 横浜高等学校拡張、2. 県立工業高校及び商工実業学校の拡張、3. 税関上屋にある救護物資の引き取り、4. 港湾内通船設置、5と6. 上海丸長崎丸の神戸との航行継続、7. 1年で生糸検査所拡張と倉庫建設、8. 復興資金の融通（金融業向け）、9. 手形交換内地為替業務の開始、10. 港湾掃海、などを各方面に建議する決議

運輸通信部会：汐留駅より品川を経て相武鉄道に連絡する鉄道建設の意見書

事業部会：病院患者を収容する建物の建設、水道共用栓3か所設置。

10月25日復興会：汐留駅より本所深川を経て総武鉄道に連絡する鉄道新設を鉄道院に、瓦斯供給復活を横浜市に、消防設備の完全を図ることを知事に上申

貿易部会：沈下した山下方面に焼け石瓦を以て地搗きをなすこと、県庁跡に外人ホテル建設（復興の中で山下町に136万円余で建設しホテルニューグランドに経営を委ねた事業が実現した）、保険金支払いの促進、その他様々な分野の建議

(2) 横須賀市の復興～都市計画への展開

横須賀は完成まで10年かかったが、歩道にプラタナスの街路樹がある舗装路をもつ近代都市の風貌が出現した。

a. 復興会による都市計画等

9月2日から海軍が動き出し、水の輸送、食料・救護材や避難民輸送に活躍した。

震災の直後、争っていた市会の三上文太郎・大井鉄丸は手を組んで、会長に前市長奥宮衛、顧問に軍幹部もおいた「横須賀復興会」を組織、道路や学校等の施設の応急復旧と、将来の都市計画を目指した復興事業の2つを重点課題に掲げた。

10月8日に発足し、総務部と計画部を置いた。計画部には、1. 市の財政及び事業、2. 都市計画及び港湾・埋立、3. 運輸交通及び通信、4. 商工業、5. 金融の委員部を置き、役員を定めた。

10月11日復興会では、都市計画区域及び港湾埋立て、道路等について具体案を作成し、県に請願した。

10月25日復興会総会：道路計画について議題となり大紛糾、原案どおり計画がまとまった。

11月8日、内務大臣・大蔵大臣あてに市道路改正資金の貸付を申請し471万円の融通を実現できた。

震災直後、復興会と市は、改正予定地には仮建築も許さないよう規制した。低利資金の目処がつかないまま2か月が経過したため、商人から不満の声があがった。12月13日に市内有力者6氏と新聞記者が会合し、12月27日に市民大会を神社境内にて開催した。千人余が集まり、市民の生活安定の重視、仮建築を認める、国道幅員縮小、電車を旧海岸に通す、住宅建設資金を急ぐなど決議し、市に申し入れた。

結局、1927（昭和2）年12月4日に都市計画指定都市になり、国県から資金や融資承認をとりつけて整備していった。

このような結果、

c. 住まいの再建、社会事業施設

10月29日、復興会は住宅低利資金300万円の借入れ、1棟70坪150円を限度に貸し付ける計画を市長を通じて県に請願した。

11月8日、内務大臣への陳情で住宅資金は個人家屋への融通は難しいが、市債なら認可するという回答、東京不動産銀行から貸付の内諾を得ることができた。

住宅貸付資金は1924（大正13）年7月までに、戸数は831戸に総額219万円が貸し付けられた。しかし、その後返済滞納者が続出し、1926（大正15）年9月から督促事務吏員を設けて専ら滞納の催促にあたった。当時は歓声を得たが、1932（昭和7）年時点では市財政の癌になってしまった。

その他、公設住宅（市が1戸25坪弱を182戸建設し、市民に売却）、市役所の移転新築、警察署移転新築、

小学校9校の復旧復興、その他、公衆食堂、市立病院、郵便局、公益質屋2か所、重油装置付きの坂本火葬場が建設された。

(3) 小田原町の復興へ産業振興と道路拡幅

1924（大正13）年7月の県への報告では、住まいの再建が進まないこと、町村道は、震災を契機に主要路線43線を拡張の計画。工事費総額135万5,792円（漬地買収費90万9,682円が、家屋移転料20万1,506円）。

1913（大正2）年と1927（昭和2）年の地図を比較すると、駅前から幸町に至る大通りが新設され、焼失した幸町一丁目での道路の付け替え、城下町の桁形が削られ曲線になり、その他、唐人町や幸町で道路整備、路面電車縮小や付け替え、伊豆方面への軽便鉄道の廃止など変化がみられる。

「小田原町地方商工業史」によれば、政府による震災応急資金100万円が神奈川県に貸し付けられ、小田原町に4万6千円、別に小学校応急施設費として12万6,600円さらに小学校以外の分国庫貸付金12万円があてられたという。1930（昭和5）年の町債は200万円で返済は30年間であった。

商店に対しては別に県から小口生業資金の貸付がなされた。総額1万円余で返済期間は6～10か月とされ60人が借りたが、返済は2年を経て4名であると新聞は伝えている。

(4) 鎌倉町の復興へ建築材料の自力手配と役場・学校・社寺の復旧

◆町と住まいの復興

9月4日、町役場に小屋掛係を置き、バラック急造のための建設場所を探した。

7日に町会議員協議会を開催、翌日より毎日5名が詰めることになった。

8日に工兵隊が到着、20日、小学校校庭の罹災者バラック2棟を皮切りに計12棟のバラックが建設された。

14日に町会を招集、議員7名、町公民8名による「臨時災害復興調査委員会」を設置した。

16日、早川町長は、県に復興のための政府援助申請書を提出した。役場学校民家に対する低利資金、銀行預金保証、火災保険支払保証、暴利取締、師範移転反対、神社等復旧などを幅広く訴えた。

10月4日、工兵隊により町役場仮庁舎ができ、執務を開始した。

10月6日、横須賀鎮守府に町会議員2名を派遣し、建築材料輸送に軍艦を利用できるよう交渉。7日に議員2名職員1名を大阪に派遣した。

10日に到着、大阪市や市内商店を駆け回り現金を手付けに角材8,160本はじめ4万6,500円の材料を購入し、10月14、15日に軍艦に積み込み、17日、横須賀軍港に到着した。横須賀から田浦に船便で揚陸し、貨車で鎌倉に輸送した。

10月15日から11月17日にかけて、罹災者並びに人口調査（恩賜金拝受資格者）が行われ、罹災申告が始まった（12月28、29日恩賜金支給）。

10月21日に各区長に建築材料の所要量の調査を依頼した。一戸あたり角材13本、板10坪など基準を定めたが要求は大幅に上回った。あらかじめ代金を納入させ、その領収書を証票にして駅近くの空き地で資材を提供した。その他から得た材料も実費で売却した。

10月下旬になると、米穀、木材等が出回り、生活面も改善され、11月には本建築が始まった。物価や労賃が高騰したが、1924（大正13）年2月ころには建築材料の市価は下落した。

12月4日の町会で早川町長は病気のため辞職、

1924（大正13）3月29日救護事務が終了した。

1925（大正14）年秋に警察署が新築移転し、その跡を役場仮庁舎用地にして庁舎建設に着手し、1926（大正15）年4月、木骨コンクリート2階建て外壁タイル張りの町庁舎が竣工、5月8日に開庁した。

◆文化財の復興

9月13日には、文部省中川技師が文化財を巡視・点検し、国宝などは国の補助で修理することになった。

11月から、中川技師を中心に奈良から仏師を招いて被災した仏像等の修理が始まった。当初八幡宮境内のバラックに置いたが、1925（大正14）年4月に宝戒寺に移り、1928（昭和3）年3月に完了した。

1924（大正13）年12月より長谷の大仏は修理が始まり、1925（大正14）年5月竣工・復座した。建長寺

昭堂・円覚寺舍利殿なども、1925（大正14）年10月には修理完了した。

1924（大正13）年6月に「鎌倉国宝館」（社寺の復旧の機会に国宝などの保全と集中展示を行う施設）が、社団法人鎌倉同人会（設立大正4年）や諸寺の協議で立案された。1927（昭和2）年3月鶴岡八幡宮境内に起工し、1928（昭和3）年3月竣工した。

その他、小学校の増設、道路の改修、北鎌倉駅の請願設置、鎌倉山の宅地開発など

(6) 箱根町の復興へ道路の復旧

9月20日に7町村長及び有志は庁を訪れ、道路復旧に対し、知事に県による救済を懇願した。しかし「温泉さえあればいずれ復興できる」ので直ちにはできないという冷たい対応で、やむをえず土木局長高田保氏に今後を託し、東京の参謀本部に回って工兵隊出動を依頼した。

10月1日、箱根の町村では有志が集まって「箱根復興会」を結成し、復興資金を公募し、直ちに湯本一宮ノ下間の道路復旧に着手した。

1924（大正13）年6月1日に一応完成し、宮ノ下に小型自動車が入ったが、道幅9尺の仮道路であったために雨で崩壊し、通行不能になった。

1925（大正14）年7月に道路はようやく本復旧し、10日に富士屋ホテルにて盛大な開通式が行われた。

1926（大正15）年4月には「箱根振興会」を設立、昭和初期の観光箱根の振興を進めていった。

第2節 千葉県下の復興

1 千葉県のとりくみ（略）

2 安房郡の復興

9月3日未明館山の県水産試験場に係留してあった鏡丸を千葉に出航させ、玄米・食料と県職員・看護婦を乗せて、4日夜に館山に戻った。9月5日、医師団が教護に到着した。

郡長大橋高四郎は、4日緊急町村長会議を開催し、被害調査はじめ善後策を協議した。千葉県育児園を経営している宗教家光田鹿太郎が来庁、大阪の知己に依頼すればトタンなどの確保はできそうだという話が出された。郡長は全責任を自分が負うとして光田に即刻大阪への急行を依頼、彼は11日館山港に停泊していた軍艦で出航した。大阪に着くと、大鉄工場経営の知人小泉氏及び大阪府庁を訪れ、府市の関東大震災救護の委員会で講演し、安房震災への救援を訴えた。その結果、トタン10万枚、釘300樽、鋸2万本、他、針金、ローソク、マッチ、衛生材料が集まり、輸送汽船も提供された。海上では暴風雨に遭遇したが、9月28日に館山港に入った。物資は陸揚げと同時に直ちに配給された。光田はその後、10月中旬、11月下旬と大阪に出向き、建築資材や布団・毛布等の物資を確保・移送し、罹災者に配った。

9月19日に最初の被害調査結果が判明した。9月21日、大橋郡長は、復興を策するために地元有力者10人を集め「安房郡震災復興会」の設立を呼びかけた。

9月29日第1回の総会を開催、役員・規約・取り組む事業を定めた。最初の仕事は住宅用のトタン購入資金の確保であり、銀行から15万円を貸借した。

以後、第一期震災復興救済事業として展開したのは、

- ①共同倉庫建設
- ②農作業場建築
- ③漁船発着所改修
- ④稚蚕共同飼育場建設
- ⑤共同農具動力設備
- ⑥促成栽培助成
- ⑦共同搾乳所建築
- ⑧商品共同販売所建築
- ⑨水産物共同販売所建築
- ⑩小住宅建設
- ⑪大工職工供給賃金補給
- ⑫小学校児童収容所資金貸し付け
- ⑬小学校舎建築
- ⑭安房公会堂の建築などである。

第二期事業として税の減免に関する基本調査に着手したが、町村長会議より要請を受け、中止した。

10月3日には前述の千葉県「震災復興会設置」に出席、10月15日には県内務部長と「震災復興方針」を意見交換し「安房郡震災復興会」を県に公認してもらい、会の事務費を県が支出するとの言明を得た。

10月23日の安房郡震災復興会総会において、前項の他、官有林払い下げ、共同販売所の設置、共同倉庫建築などを協議決定し、陳情委員を定めた。

12月20日になって千葉県知事から、大工職工賃金補給資金1万円と青森からの大工職工が到着するとの連絡が入った。翌21日、復興会は地元の大工職工への補給を地元業者と協定し、これは翌年4月に実現した。

2 千葉県の対応

10月3日、知事が県公会堂に有力者を招集して「千葉県震災復興会」設立を協議、義捐金募集や震災復興計画に関する件（教育復興、産業復興資金、住宅復興資金、東京との交通連絡確保）等を協議

10月3日付けで政府から災害復興資金847万5千円の借り入れ計画を決議、陳情書を作成し、農商務省、内務省、文部省等に提出した。（戸平均500円の住宅復興資金融資も含む）

10月10日に 大蔵省預金部に請うて低利資金の融通を得て町村に転貸し、町村営住宅を建設せしめることを申し込んだ（実現したのが1925（大正14）年2月で、県下では406戸しか建設できなかった）

10月12日からの県議会：罹災救助基金の他に、「千葉県震災復興資金」の設立が認められた。貸付規則は10月26日に定められた。

産業復興については漁業・農業で資金貸し付け等が行われたが、商業の復興も急務として商品共同収納所建築補助を行い、1924（大正13）年3月北条町・安房町に2棟ずつ、4月舟形町那古町に1棟ずつ仮設共同店舗が建設された。また、県信用組合連合会を経て11万5千円の復興資金を11、12月に産業組合に給貸させた。1923（大正12）年末の産業組合は347であった。その他、土木関係の復興、漁港、公立学校（一昭和3年度まで）、神社の復興、社会事業団体（孤児院等）の復興もなされた。

第3節 静岡県・埼玉県の復興

1 静岡県の復旧復興

静岡県下で甚大な被害を受けたのは、伊東町・熱海町（ともに崖崩れ、建物倒壊、津波）や御殿場町・小山町（工場倒壊）などであった。

静岡県では、9月1日の午後8時ごろ駿東郡役所に「臨時救護部」を設置し、翌日から教護班の派遣等の応急活動を始めた。2日夜になって、東京神奈川方面の救援や避難者受入に対応するため、県庁に「震災救済本部」を設置した。様々な罹災民救助とともに、9月28日の郡市長会議では罹災地の復興に関する件として住宅建築、社会事業、失業者救済が協議された。

関東方面の陸上交通が破壊されたため、清水駅・清水港経由の船舶輸送が活躍した。当初は米穀や副食物で4日以降は日用品に移行し、10月になると建築用品が主となった。

道路橋梁や公共建物等を旧態に戻すため、10月上旬から11月2日～7日にかけて県では職員を派遣し災害地を踏査させた。道路では、幅員が狭隘であった伊東町内の県道伊東熱海線など3路線1,145間を、幅員6間に拡幅することになった。また、熱海町内の県道三島熱海線は応急復旧を行ったが、延長6,720間の区間を幅員15尺（幅員4.5m）に改築し、路面を改善した。その他、国道一号線の箱根坂路、国道特二号の箱根山区域、府県道御殿場小山線、同小山厚木線、熱海小田原線、伊東熱海線など応急工事の他、勾配や位置を改善した。

その他、大正12年度予算で農業や漁業の共同利用施設の補助、熱海等の温泉調査、社会事業では、稲取町・網代町・中郷村・沼津市の住宅組合補助、県の交付金（大震災善後会交付金）による熱海町・伊東町など計100戸の公営住宅建設、熱海市の公設市場、16町村で公設巡回産婆、小室村、沼津市で公設浴場、沼津市、三島町などで職業紹介所開設、静岡市では避難者の職業紹介・簡易食堂・無料宿泊所開設、上

山復生病院及び富士育児園の復旧と養老院付設を行った。

また、「国民精神作興に関する詔書」に基づいて、1924（大正13）年1月郡市長を招集し、学校等での詔書奉読式、協議会の開催、趣旨の普及宣伝、自治会戸主会主婦会等の活動奨励、実行組合の設置奨励などを訓示した。

◆各地の復興活動の特徴

（1）神奈川県下の復興

① 横浜市復興会～様々な分野の復興と都市復興のリード

- ・ 9月10日「生糸貿易復興会」を発足させ、17日には生糸売買市場を再開。
- ・ 9月19日「横浜復興会」設立、30日には創立総会が開かれた。総務部と計画部を置き、後者に市財政部、市事業部、港湾部、都市計画部、運輸交通通信部・生業部・貿易部・工業部・金融部の9委員部をおき活動した。

② 横須賀市の復興～都市計画への展開

- ・ 軍による応急復旧、10月8日横須賀復興会発足
- ・ 市区改正地の建築制限、都市計画の導入（昭和2年12月）
- ・ 住まいの再建（低利資金導入）、社会事業施設建設

③ 小田原町の復興～産業振興と主要道路拡幅

④ 鎌倉町の復興と役場・学校・社寺の復旧

- ・ 町役場の復興、学校の増設
- ・ 住まいの復興～建築材料の自力手配
- ・ 文化財の復興～「鎌倉国宝館」の竣工
- ・ 道路の改修、市街化の展開

⑤ 川崎町などの復興～合併の促進と工場の進出

⑥ 箱根町の復興～自力での道路の復旧

（2）千葉県下の復興

① 千葉県の対応

10月3日「千葉県震災復興会」

10月12日、罹災救助基金の他に、「千葉県震災復興資金」の設立

② 安房郡の復興～住まいの復興、産業の復興支援

9月11日 安房郡長は大阪へ人を派遣し建設資材購入、9月28日に館山港荷揚げ

9月21日、「安房郡震災復興会」、25日「君津郡震災復興会」・「市原郡震災復興会」

（3）静岡県・埼玉県の復旧復興

① 静岡県の復興

- ・ 伊東、熱海等で道路拡幅
- ・ 住宅組合補助、県大震災善後会交付金による公営住宅建設
- ・ 他、公設市場、公設巡回産婆、公設浴場、職業紹介所開設、等

② 埼玉県の復興

・ 10月25日から12月5日まで41区域にわけて「復興協議会」として講話や協議を行った、

・ 川口町の鑄鉄業の同業組合に20万円、製織業者の同業組合に20万円を貸し付けた。

・ 財団法人埼玉共済会は、政府20万円、銀行15万円の融通を受けて罹災者の中で家屋が倒壊したものに復

興資金を貸し出し。

・「大宮盆栽村」の開村

参考 帝都復興事業のあらまし

復興事業のうち、国（内務省復興局）が幹線街路、運河、大公園など広域的役割を果たす基盤施設を担当し、他の施設は、東京市・横浜市、東京府・神奈川県に委ねられ、国が支援して実施された。表1-2はそのあらましまたものである。

表1 主要な帝都復興事業項目（復興局編「帝都復興事業概観」昭和3年をもとに作成）

	東京市・東京府に関する事業			横浜市・神奈川県に関する事業		
	国施行	東京市市施行	東京府施行	国施行	横浜市市施行	神奈川県施行
土地区画整理事業	15地区570ha	50地区2400ha 町名地番の整理		6地区165ha	7地区165ha	
街路事業	幹線道路（幅22m以上）52線119km 街路舗装 砂利採取場2箇所	補助線街路（11～22m）122線139km 舗装主要街路93km	国道改修（京浜国道他4路線16km）、環状線7線9km、放射線2線2.9km	13路線30km 相模川砂利採取場	10路線13km	京浜国道改修7.2km
橋梁	隅田川六大橋を含む幹線街路96橋 運河改修関連15橋 区画整理関連1橋	補助線街路134 区画整理関連52橋 改築84橋 補修仮橋194橋	六郷橋（神奈川県と共同施行） 千住大橋架橋	街路架設24橋 運河改修に伴う11橋	63橋	
河川運河	改修11路線 新墾1路線／埋立1		鶴見橋体工事	大岡川・帷子川の改修（延長5km）	千代崎川・菟ノ川改修7.9km 他護岸修築等22km	
公園事業	隅田公園1.3ha 浜町公園3.6ha 錦糸公園5.6ha	学校隣接の小公園51箇所（計15.5ha）		山下公園8.2ha 野毛山公園8.3ha 神奈川公園1.3ha	横浜公園、掃部山公園改修	
地下埋設	九段板共同管道270m					
学校建設		鉄筋コンクリート造三階建て112校	中学校等5校新築		小学校31校 商業学校1	商工実習学校等5校 新築修繕
上水道施設		復旧及び拡張（和田堀浄水池、山口貯水池等）			復旧及び新築拡張野毛山・西谷浄水場配水池新設等	
下水道施設		復旧及び焼失地全域への付設			186haの汚水排水処理	
ガス施設					ガス製造貯留施設等新設	
塵芥処分施設		塵芥取扱所27所 処理工場2所4工場				
衛生施設		市立病院復旧1箇所 同新設5箇所			伝染病院、隔離所新設、十全病院新築他	
社会事業施設		職業紹介所18／婦人授産場5 託児並びに児童健康相談所10 公衆食堂10／簡易宿泊所10 浴場10／市営質屋7			職業紹介所3／公設市場4 簡易食堂2／託児所2 授産場3／公衆浴場3	
卸売市場		中央卸売市場築地本場 同神田分場・同江東分場			山内町本場5ha 寿町分場0.5ha	
電気事業施設		発電所1、車両復旧新設770台、建物97箇所			軌道復旧66箇所 変圧所復興2他	
地域地区		用途地域変更 甲種防火地区523ha 乙種防火地区58ha			用途地域変更 甲種防火地区62ha	
復興建築		防火地区建築費補助 復興建築助成会社			防火地区建築費補助 復興建築助成会社	

まとめ(部分)

(1) 復興のかたちは時代の産物！

- ・だれが復興主体であったか---普通選挙法施行以前、社会的階層(地主・資本家 v s 無産階級等)
- ・都市化の時代を迎えていたこと(道路法港湾法、都市計画法市街地建築物法等)

(2) 後藤新平の帝都復興計画はどうして反対にあったか---別な機会でも---復興計画の合意形成過程と考えるとかなり理解できる。

後藤新平は最初の段階で、「帝都の復興」を、都市復興のみならず災害救護や生活・産業の復興まで国が直轄で行うという発想を持っていたが、財政や諸勢力との関係の中で帝都復興院の仕事は「焼け跡の市街地復興」が限定され、それも東京市・横浜市が多くの上業を負担して展開することになった。このことは、我が国の復興において、国の役割は薄められ、事業も道路や宅地が中心になったという大きい先例になり、今日につながっている

これらを見ると、災害前の施策や都市形成の課題、計画技術を引き継ぎながら、災害後の政治的・財政的状況、人的資源などに即して新しい工夫や施策が施され計画が固まったことがわかる。

いずれにせよ、この関東大震災を経て近代都市計画は実体化し、土地区画整理事業や幹線道路整備が全国の都市に広がっていった。災害復興は、事前から国土や都市をデザインする方法をもとに展開され、それが次の時代への新しい都市施策を切りひらいていく、こともあらためて理解できよう。

補足 庶民の反応は？／火災保険が政治的問題になった意味／区画整理反対運動の背景？

おわりに-関東大震災の復興対応における教訓

—— 災害教訓専門部会小委員会レポートから by 室崎

◆ 関東大震災後の復興が高く評価される主な点

- ・都市復興において安全な都市の実現を図るとともに理想都市実現の方途を示したこと、
- ・生活復興において被災者の救済や生活再建を大きな混乱を引き起こすことなく達成したこと、
- ・文化復興において新しい科学や文化の胎動を促したことである。

これらの成果を生み出したものとして、

- ・第1に都市計画の理論や制度の用意
- ・第2に地域社会での共助システムの存在
- ・第3に比較的安定した経済基盤の存在
- ・第4に施政者におけるリーダーシップの発揮があげられる。

他方、関東大震災の復興は課題も残している。復興格差が生まれたこと、後世に付けを残したことがそうである。復興格差では、帝都復興計画から除外された地方都市や復興事業の予算がつかなかった郊外の非被災地での復興では都市基盤の整備が進まなかったこと、バラック住宅から抜け出せなかった低所得者や休業や閉店に追い込まれた小規模事業者が発生したことを、見逃してはならない。

後世の宿題では、郊外スプロールにより無秩序な市街地を増殖したこと（要解説）、公債という借金が被災自治体の財政を圧迫したことなどを指摘できる。こうした課題を残した原因として、第1に復興の財源に限りがあったこと、第2に計画に長期的視点が欠落していたこと、などを指摘できる。

◆ 震災復興への教訓

- 1 復興は、個人の再建から社会の再建まで、都市基盤の回復だけでなく生活基盤の回復や経済基盤の回復などを統合したものとして、総合的、包括的に取り組まなければならない。
- 2 復興においては、脆弱な都市基盤の解消を図ることが欠かせず、そのために道路や公園の整備など都市インフラや公共的施設の充実強化が大切である。
- 3 復興では、被災者の生活に目を向けた社会福祉的事業の積極的な展開が、都市計画的な事業に加えて求められる。
- 4 復興においては、復興経済や復興金融の果たす役割が極めて大きい。財源の確保を含めた積極的な経済施策の展開によって、復興を財政金融面から支える必要がある。
- 5 復興のバネを正しく機能させるためには、復興のビジョンとプログラムが適切に提起されなければならない。
- 6 復興には、復興のための理論、技術、制度、財源などに関する事前の取り組みや準備が欠かせない。
- 7 復興では、リーダーシップと合意形成をはかるシステムがともに必要である。
- 8 復興には、公助に加えて共助あるいは自律が欠かせない。共助の社会的システムが大きな役割を果たす。
- 9 復興では、短期的課題と長期的課題との連続性、被災地域と非被災地域との連続性を考慮しなければ

ならない。